

外為法・投資審査制度

ア ニ ュ ア ル レ ポ ー ト

A N N U A L R E P O R T

年次報告書
(2025年度)

財務省

— 目 次 —

1. 巻頭言	- 1 -
2. 制度の概要（制度総論）	- 2 -
(1) 外為法の概要	- 2 -
(2) 投資審査制度の概要（令和8（2026）年6月時点）	- 3 -
＜コラム1＞投資審査制度の変遷	- 5 -
(3) 投資審査制度の対象となる外国投資家の類型	- 6 -
(4) 投資審査制度の対象となる対内直接投資等の類型	- 6 -
(5) 指定業種	- 6 -
＜コラム2＞近年の指定業種の見直し	- 8 -
(6) 事前届出免除制度	- 9 -
＜コラム3＞事前届出免除制度を利用することができない外国投資家・投資類型	- 13 -
(7) 株式取得時の事前届出のフローチャート（上場・非上場・行為時・投資信託ファンド投資）	- 14 -
＜コラム4＞経済安全保障の確保と健全な投資の促進	- 17 -
＜コラム5＞審査に関する考慮要素	- 19 -
3. 対内直接投資審査制度の高度化	- 20 -
(1) 外為法の一部を改正する法律（令和8（2026）年6月5日公布）	- 20 -
(2) 対日外国投資委員会（JFIC）の創設	- 21 -
(3) 地方支分部局における取組	- 22 -
(4) 外国関係機関との連携	- 23 -
4. 制度執行の状況（制度各論）	- 25 -
(1) 事前届出	- 25 -
(2) 審査期間	- 28 -
(3) 事前届出の取下げ	- 28 -
(4) 報告徴求	- 28 -
(5) 中止命令等・措置命令	- 29 -
(6) 罰則	- 30 -
(7) 無届	- 30 -
(8) 事前届出免除制度	- 31 -
(9) 非指定業種を営む企業への投資に係る事後報告	- 31 -

1. 巻頭言

健全な対内直接投資は、海外の優れた経営ノウハウ、技術、人材等を呼び込み、イノベーションを創出することで、日本経済の持続的成長に資するものであり、一層促進していくことが重要である。他方、安全保障等を巡る環境が大きく変化する中、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）の対内直接投資審査制度（以下、「投資審査制度」という。）においては、国の安全等を損なうおそれがある投資に対してはリスクに応じた適切な対応が求められている。

こうした考え方の下、昨年 5 月施行の外為法の政省令改正では、外国政府等と同様のリスクを有する外国投資家に対する事前届出免除制度の適用関係の見直しを行った。また、本年 1 月に取りまとめられた関税・外国為替等審議会の答申を踏まえ、本年 3 月 17 日に「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同法は 5 月 29 日に成立、6 月 5 日に公布された。これらの取組を通じ、健全な投資を促進しつつ安全保障上のリスクに適切に対応するため、リスクに応じたメリハリのある制度の実現に向け、不断の見直しと高度化を進めている。

もっとも、こうした制度面の手当のみならず、その実効性を確保するためには、審査・モニタリング能力を不断に向上させていくことも不可欠である。財務省においては、このような問題意識の下、各財務局を通じて経済産業局などの地方支分部局とも連携しながら、地域企業への投資審査制度の周知や無届事案の検知・モニタリングなど、執行体制の強化に取り組んでいる。加えて、本年 6 月には対日外国投資委員会（JFIC: Japan Foreign Investment Committee）が設置され、関係省庁との連携の下、対内直接投資審査に関する省庁横断的な体制の強化も進められている。

その上で、経済安全保障上の要請に確実に対応しながら、健全な投資の促進との両立を図るためには、一貫性のある審査や適切な情報開示を通じて、投資家の予見可能性を確保していくことが不可欠である。

本アニュアルレポートでは、投資審査制度にかかる各種統計データの公表に加え、制度の概要や沿革、審査・モニタリングについての当局の考え方や制度運用のプラクティスなど、関連する情報を可能な限り分かりやすく整理・紹介している。また、近年の審査・モニタリング体制の強化の流れや無届事案検知に向けた取組の進展など、最近の政策動向についても解説を加えている。さらに、コラムを通じ、経済安全保障を巡る政策動向や対日投資促進にかかる政府の取組方針についても説明し、投資審査制度をより多面的に理解いただけるよう努めている。

本アニュアルレポートが、外為法の投資審査制度にかかる透明性向上や政策コミュニケーション促進の一助となれば幸いである。

財務省国際局長 緒方 健太郎

2. 制度の概要（制度総論）

（1）外為法の概要

外為法は、対外取引（日本国内と海外との間の支払や各種取引）に関する基本法であり、法第 1 条において、「外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」ことを規定している。

制定当初（昭和 24（1949）年）の外為法の下では、戦後の外貨集中管理と国内産業再建のため対外取引は原則禁止であったが、その後段階的な自由化が進む中で、現在の外為法は、対外取引について、原則自由な枠組みとなっている（「コラム 1」参照）。同時に、国際金融システムの濫用防止のための資産凍結等の経済制裁を実施する法律としても機能しているほか、安全保障の確保を目的とした投資規制や経済有事への対応等における対外取引の制御ツールとしての機能も有している。加えて、外為法に基づいて収集された報告データは、国際収支統計の作成や市場動向の把握にも利用されている。

外為法（外国為替及び外国貿易法）の概要

- **対外取引**（日本国内と海外との間の支払や各種取引）に関する基本法。
- 制定当初（1949年）は、外貨集中管理と国内産業再建のため対外取引を原則禁止。段階的な自由化を経て、現在**対外取引は原則として自由**。
- 国際金融システムの濫用防止のための資産凍結等、**経済制裁**を実施する法律としても機能。
- 安全保障の確保を目的とした投資規制や経済有事への対応等、**対外取引の制御ツール**としての機能も提供。
- 外為法に基づく報告により収集されたデータは、**国際収支統計の作成**や**市場動向の把握**にも利用。

外為法の目的

第 1 条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の **対外取引が自由に行われることを基本**とし、対外取引に対し **必要最小限の管理又は調整**を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

原則・・・対外取引が自由に行われることが基本

例外・・・必要最小限の管理又は調整

- ① **経済制裁**：テロ資金供与や国際的な約束に違反する核兵器開発などに関する資金の遮断、資産凍結
- ② **投資規制**：防衛産業、原子力、水道、鉄道、ソフトウェアなど、国の安全等に関する産業について、海外資本による買収等に対し一定の制限
- ③ **経済有事への対応**：外国為替市場の急激な変動や急激な資本流出入により、マクロ経済への深刻な悪影響が生じるおそれがある場合に、一時的に資本取引等を制限

（２）投資審査制度の概要（令和８（２０２６）年６月時点）^１

外為法では、対外取引自由を原則としつつ、外国投資家が行う対内直接投資等、一定の種類の取引や行為について、国の安全の確保、公の秩序の維持、公衆の安全の保護、我が国経済の円滑な運営の観点等から、一定の場合に事前届出を求め、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出について審査を行うこととしている（法第 27 条：対内直接投資等にかかる事前届出審査）。また、外国投資家が、国内の非上場会社の株式又は持分を、他の外国投資家からの譲受けにより取得する場合についても、国の安全の確保の観点から一定の場合に事前届出を求め、審査を行うこととしている（法第 28 条：特定取得にかかる事前届出審査）。

対内直接投資審査制度の概要

- 対外取引自由を原則としつつ、**外国投資家**が、国の安全の確保・公の秩序の維持・公衆の安全の保護・我が国経済の円滑な運営の観点から**指定される業種を営む日本法人**に対して、**投資等**を行う場合に、**事前届出**を求め、**財務大臣・事業所管大臣が審査を実施**。



対内直接投資等・特定取得

- ・ 株式・持分の取得
 - ・ 上場会社の総議決権の 1% 以上の取得
 - ・ 事業目的の実質的な変更、役員の就任等の経営上重要な事項について行う同意
 - ・ 支店等の設置等
 - ・ 償還期間が 1 年を超える金銭の貸付
 - ・ 事業の譲受け
- 等

外国投資家

- ① 非居住者である個人
- ② 外国法令に基づき設立された法人その他の団体
- ③ ①・②に株式・議決権の 50% 以上を保有されている会社
- ④ ①・②が 50% 以上出資する／業務執行組合員の過半数を占める組合等
- ⑤ ①が役員の過半数を占める法人その他の団体

外為法の投資審査制度は、下図のとおり、大きく 3 類型に分類される。

まず、左の類型については、国の安全等の観点から指定されている業種（指定業種：下記（５）参照）について原則事前届出を求めるものである。当該届出について、国の安全等の観点から対象となる投資及び行為に問題がないか財務省及び事業所管省庁が審査を行う。審査を踏まえて、国の安全等に係る投資等に該当すると認める場合には、関税・外国為替等審議会（以下、「外為審」という。）の意見の聴取等の所定の手続を経た上で、対象となる投資等について、内容変更や中止の勧告・命令を行うことが可能である（法第 27 条及び第 28 条）。さらに、当該勧告・命令に違反する場合には、株式売却等の必要な措置の命令（以下、「措置命令」という。）を行うことが可能となっている（法第 29 条）。

次に、中央の類型は、外国投資家が、発行会社の経営に関与しない、秘密技術関連情報にアクセスしない、といった免除基準を遵守する場合、つまり純粋な資産運用目的の投資と見なされる場合に、事前届出義務を免除し、投資等の

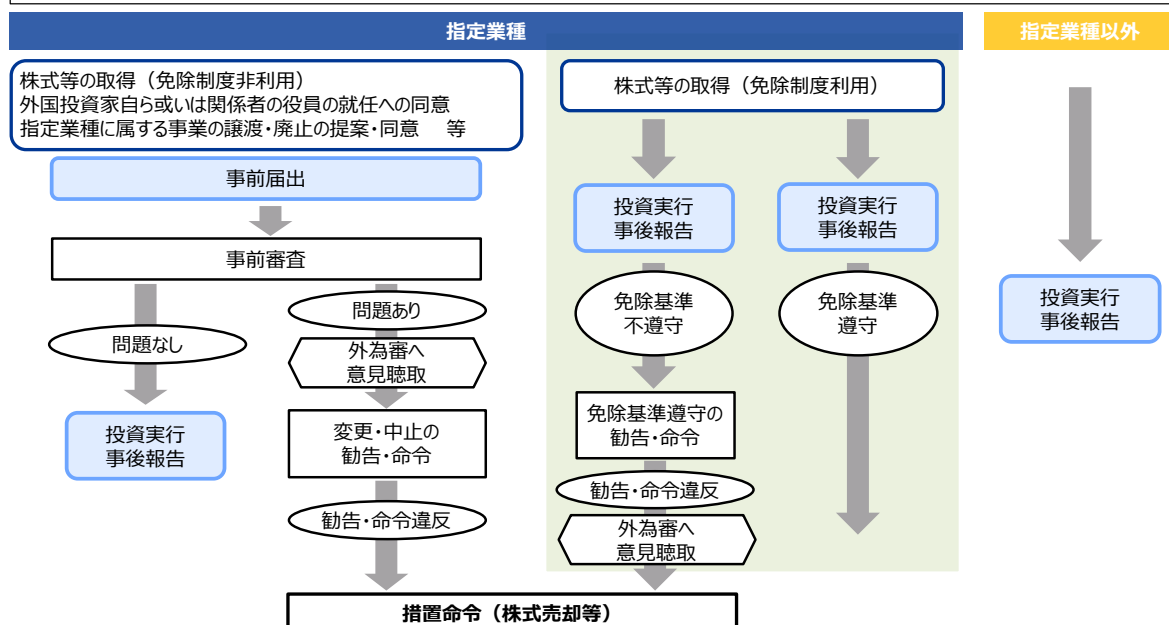
^１ 外為法の投資審査制度は、外為法の一部を改正する法律（令和 8（2026）年 6 月 5 日公布）に基づき、下記 3.（１）のとおり改正することとされているが、本項目においては令和 8（2026）年 6 月時点で施行されている内容について解説する。

実行後の報告（事後報告）のみを求めることとしているものである（事前届出免除制度：下記（６）参照）。この際、当該外国投資家が、免除基準に違反した場合には、免除基準を遵守させる観点から必要な措置をとることを勧告・命令することが可能となっている（法第 27 条の 2 及び第 28 条の 2）。さらに、当該勧告・命令に違反する場合であって、国の安全等に係る対内直接投資等に該当する場合には、外為審の意見の聴取等の所定の手続を経た上で、上記左の類型と同様に、株式売却等の措置命令を行うことが可能となっている（法第 29 条）。

最後に、右の類型である指定業種以外への投資等については、投資実行の事後報告のみを求めることとなっている。

対内直接投資審査の全体像

- **指定業種**については、**原則として事前届出**を求め、審査を実施。**国の安全等に係る投資等に該当する場合には**、関税・外国為替等審議会の意見の聴取等を経て、**内容変更や中止の勧告・命令**が可能。
- 指定業種であっても、一定の基準（免除基準）を遵守する**資産運用目的の投資**については、**事前届出義務を免除**、事後報告のみを求めつつ、免除基準を遵守させるための勧告・命令が可能。
- **指定業種以外への投資**については、**事後報告のみ**を求める。



＜コラム 1＞ 投資審査制度の変遷

日本の投資審査制度は、外為法の特別法として、昭和 25（1950）年に制定された外資に関する法律（以下、「旧外資法」という。）から始まっている。旧外資法は、戦後の経済状況の下、現在の外為法の目的とは異なり、「日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴って生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ、もつてわが国に対する外国資本の投下のための健全な基礎を作る」ことをその法目的としていた。当時は、我が国の外貨事情が著しく不安定な様相を呈していたことから、一般的には対外経済取引を伴う対外送金は当時の外為法によって厳しく規制されており、その一方で、経済復興の過程という我が国経済の状況を反映し、優良な外資を選別的に導入することで国際収支の擁護を図るという趣旨から、外資の導入については、旧外資法において、原則として主務大臣の認可を必要としつつ、認可を受けた取引については送金を保証するという枠組みとなっていた。

その後昭和 40 年代に入り、日本が先進工業国の一員として国際経済における地位を徐々に向上させていくに従い、こうした閉鎖的な政策は、日本経済の発展や国際協調推進の観点から見直すこととなった。これ以降、「資本自由化」に向け、外為法・旧外資法の規制は、累次の緩和が行われていくこととなる。具体的には、昭和 39（1964）年の OECD 加盟に伴い、OECD 資本移動自由化規約に従って、日本は資本移動にかかる制限を段階的に撤廃する義務を負うこととなり、昭和 42 年～昭和 48 年にかけて自由化業種を拡大する形で自由化措置が実施されることとなった。その後、昭和 54（1979）年の法改正により旧外資法が廃止され、外為法（旧外為法である「外国為替及び外国貿易管理法」）に統合されるとともに、それまでの認可制度（原則禁止）が届出制度（原則自由）に改正され、制度面の自由化が進められた。

昭和 60 年頃から平成元年頃までにかけて、世界経済に占める日本経済の比重が増大するに伴い、内外の資本交流が活発に行われるようになったこともあり、日本からの対外直接投資が顕著に増加する一方で、外国から日本への対内直接投資は、増加傾向にはあったものの、対外直接投資と比較すると低い水準に留まっていた。このようなアンバランスも背景に、日米構造問題協議において、両国の直接投資政策について議論が行われ、日本政府として外為法改正の検討を行うことが表明された。こうした流れを受け、平成 3（1991）年の法改正では、外為法の投資審査について、一部の業種は事前届出を維持しつつも、原則事前届出制度から原則事後報告制度へとさらに規制が緩和された。具体的には、平成 3（1991）年改正前まで、運用上、即日処理を行っていた事前届出業種については、事後報告とされ大幅な手続の簡素化が図られた（平成 3（1991）年改正前までは、全ての業種について原則事前届出を求め、30 日間の取引禁止期間が設けられていたが、実際の運用においては、国の安全保障等に関する業種等に明らかに該当しないものについては、事前届出を行った日から取引ができることとする即日処理を行っていた）。その後は、事前届出対象となる指定業種の追加・廃止等の所要の改正が講じられていたが、平成 10（1998）年の法改正では、外国為替の完全自由化に伴い、法律名から「管理」の文字が削除され、現在の名称である「外国為替及び外国貿易法」と法律名も変わることとなった。

その後の大規模な法改正としては、平成 29（2017）年改正における、事前届出審査を要する新しい取引類型である特定取得の導入がある（法第 28 条）。これとともに、無届や虚偽届出、内容変更・中止の命令に違反する取引等について、措置命令の条項が新設された（法第 29 条・前掲（2））。令和元（2019）年改正では、上場企業等の株式取得等にかかる閾値の 10%から 1%への引下げや、行為時事前届出の創設など、国の安全等に対処する観点から必要な規制が強化される一方、事前届出免除制度が導入されるなど、規制緩和と規制強化のバランスを取った制度改正が行われ、現行制度の基本的な枠組みが確立した。また、令和 7（2025）年に「対内直接投資等に関する政令」等を改正し、国の安全等を損なうリスクの観点から事前届出免除制度の利用を制限する外国投資家について新たに類型を追加する見直しを行った。令和 8（2026）年の改正は、これまでの施行状況や安全保障等の環境変化を踏まえ、投資審査制度の高度化を図るものである（下記 3.（1）参照）。

（３）投資審査制度の対象となる外国投資家の類型

投資審査制度の対象となる外国投資家は、法第 26 条第 1 項において、以下のものであって、対内直接投資等又は特定取得を行うものと定義されている。この際、個人については、居住性に着目した定義がなされており、日本国籍を有する者であっても、海外に居住している場合には、投資審査制度上は外国投資家となり、制度の対象となる。反対に、日本国籍を有しない外国籍の個人であっても、日本国内に居住する場合には、本制度の対象とはならない。また、法人等については、以下第 3 号～第 5 号のように、日本国内で設立された会社や組合等であっても、一定の場合には外国投資家となり得る（所謂、「居住者外国投資家」）。

- 第 1 号：非居住者である個人
- 第 2 号：外国法令に基づき設立された法人その他の団体
- 第 3 号：第 1 号・第 2 号のものにより、直接又は間接に議決権の 50%以上を保有されている（日本の）会社
- 第 4 号：組合等で、第 1 号・第 2 号のものが 50%以上出資するものや、第 1 号・第 2 号のものが業務執行組合員の過半数を占めるもの
- 第 5 号：法人その他の団体で、非居住者である個人が役員又は代表権限を有するものの過半数を占めるもの

（４）投資審査制度の対象となる対内直接投資等の類型

投資審査制度の対象となる株式取得を含む行為については、法第 26 条第 2 項において、以下のように定義されている。企業の株式取得のみならず、事業目的の実質的な変更・取締役等への就任・事業の全部又は一部の譲渡や廃止等に対して行う同意（第 5 号）や、支店の設置（第 6 号）、国内法人への 1 年を超える一定の金銭の貸付（残高が 1 億円を超える場合や負債の額の 50%を超える場合）（第 7 号）等についても、対内直接投資等の類型として定義されており、事前届出審査の対象となっている。

- 第 1 号：非上場会社の株式又は持分の取得
- 第 2 号：以前居住者であった非居住者による非上場会社の株式又は持分の譲渡
- 第 3 号：上場会社の発行済株式総数の 1 %以上の取得
- 第 4 号：上場会社の総議決権の 1 %以上の取得
- 第 5 号：会社の事業目的の実質的な変更その他会社の経営に重要な影響を与える事項（例：役員への就任や重要事業の譲渡）に関して行う同意
- 第 6 号：支店等の設置又は支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更
- 第 7 号：金銭の貸付（期間 1 年超）
- 第 8 号：事業の譲受け等
- 第 9 号：前各号に準ずる行為として政令で定めるもの（令第 2 条第 16 項で規定）

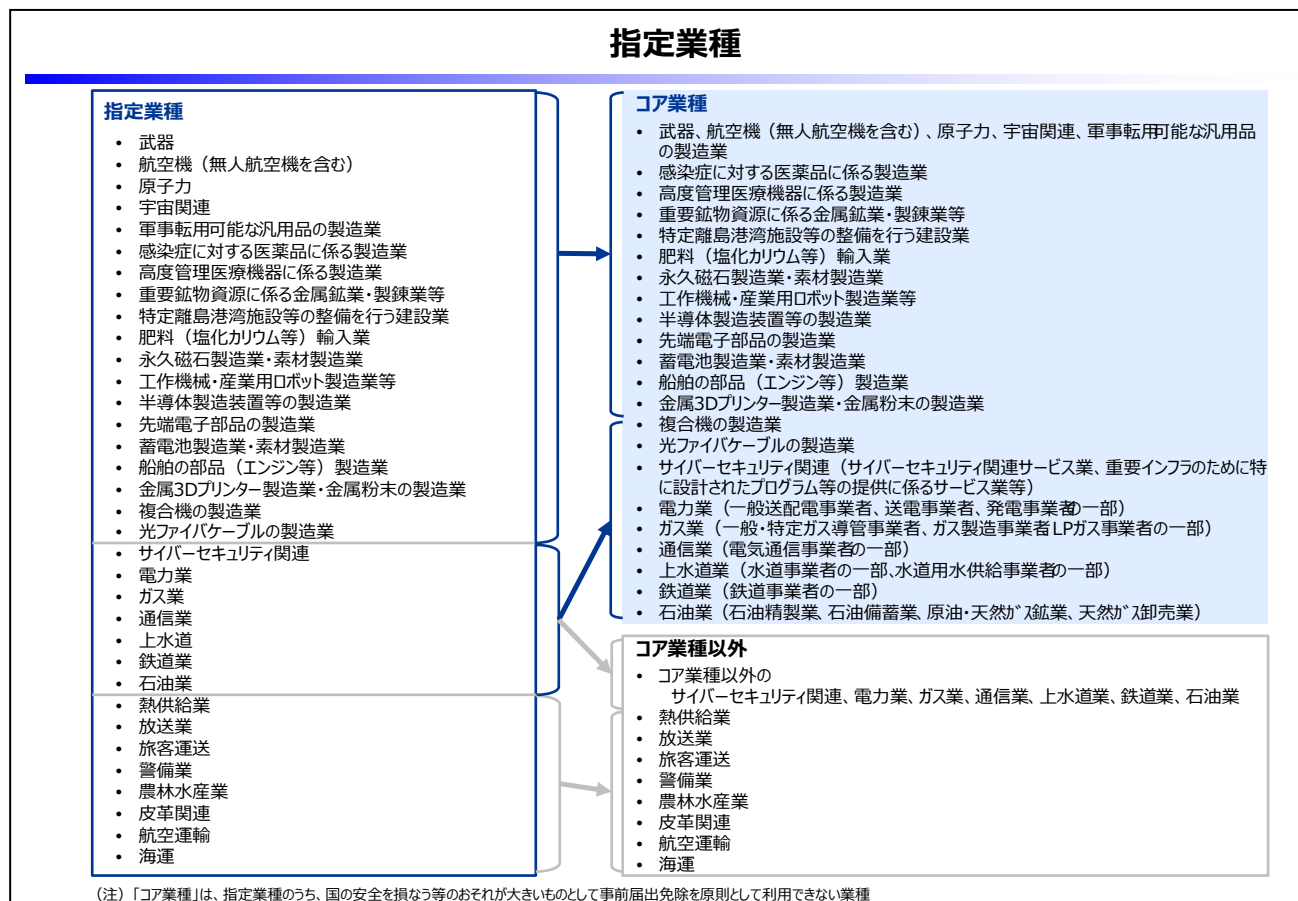
※比率の算出に際しては、外国投資家本人の他、密接関係者分も合算することとなっている。

（５）指定業種

投資審査制度では、対外取引自由の原則の下、外国投資家が、国の安全の確保等の観点から指定された業種（以下、「指定業種」という。）を営む日本法人の株式の取得等を行う場合に、事前届出を求め、財務大臣及び事業所管大臣が審査を実施している。

指定業種については、財務省及び事業所管省庁の告示により規定されており、投資審査制度の枠組みの中で、経済安全保障を巡る要請等を勘案し、その時々状況を踏まえ、不断の見直しを講じている。こうした考えの下、直近では、令

和5（2023）年4月と令和6（2024）年8月に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安保推進法」という。）において安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定・追加指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、関連業種をコア業種に追加する告示改正を行っている。現在の指定業種は以下のとおり。²



² 財務省は、外国投資家が対内直接投資等を行うにあたり、外為法上の事前届出等の要否を判断する際の便宜のため、全上場会社を対象とした任意の照会の結果等に基づき「本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト」を公表している。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/gaitouseilist20250715.xlsx.html

＜コラム 2＞ 近年の指定業種の見直し

投資審査制度においては、国の安全の確保、公の秩序の維持、公衆の安全の保護、我が国経済の円滑な運営の観点から指定される一定の業種（指定業種）を告示において指定し、これらを営む会社に対する対内直接投資等については、原則として事前届出を求めている。また、指定業種のうち国の安全を損なう等のおそれ大きい業種をコア業種として定め、これらに対する株式取得については事前届出免除の特例を原則として利用できないこととしている。

国際化の進展や急激な技術革新、産業基盤のデジタル化といった社会経済構造の変化等に伴う経済安全保障上の要請を受けて、指定業種の見直しを随時実施している。令和元年以降の見直し内容は以下のとおり。

●令和元（2019）年 サイバーセキュリティ関連の業種追加（5月27日施行、8月1日適用開始）

諸外国において、原発や軍事用に使われる機器に不正プログラムが仕掛けられていた事例や、ウラン濃縮用の遠心分離器がウイルス感染により破損・稼働停止した事例等が発生するなど、汎用的なチップやソフトウェア等により、機微情報を搾取しようとする事例や重要なインフラが機能を停止する事案が発生。サイバーセキュリティの確保の重要性が高まっていることなどを踏まえ、サイバー関連業種（半導体製造、ソフトウェア、情報処理サービス、一部の通信業等）を指定業種に追加。

●令和2（2020）年 感染症医薬品等の業種追加（6月15日施行、7月15日適用開始）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的な脅威となった2020年1月、WHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）が宣言されるに至った。世界的な感染症の蔓延を受け、国民の生命・健康に関わる重要な国内医療産業の国内製造基盤を維持し、我が国の安全保障、国民の生命・健康に重大な影響が及ぶ事態を防止する観点から、感染症医薬品製造業及び高度医療機器製造業をコア業種に追加。

●令和3（2021）年 重要鉱物資源関連業種の業種追加（10月5日施行、11月4日適用開始）

小笠原諸島・南鳥島沖海底で確認されているレアアース泥の採掘等により、レアアース（希土類）の国内調達を実現し、他国からの輸入依存からの脱却を図ることが重要。今後、需要の一層の拡大が見込まれるレアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため、重要鉱物資源の安定供給確保に係る鉱業や資源調査等に関する業種をコア業種に追加。併せて、重要鉱物資源の調査等を行う船舶の円滑な活動を確保すべく特定離島港湾施設等の整備を行う建設業（いわゆるマリコン業者）をコア業種に追加。

●令和5（2023）年 特定重要物資等の業種追加（4月24日施行、5月24日適用開始）

令和4（2022）年12月、政府は、経済安保推進法に基づき、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じてサプライチェーンの強靱化を図るため、特定重要物資を指定。安定供給確保、技術流出・軍事転用リスクへの対処等、外為法の「国の安全」等の観点から検討を行った上で、11の特定重要物資（※）及び3D金属プリンター、ドローンの製造業がコア業種に含まれるよう見直し。

※『特定重要物資』：抗菌性物質製剤、肥料、半導体、蓄電池、永久磁石、重要鉱物、工作機械・産業用ロボット、航空機部品、クラウドプログラム、天然ガス、船舶関連機器

●令和6（2024）年 特定重要物資等の業種追加（8月16日施行、9月15日適用開始）

経済安保推進法における、安定供給確保を目指す「特定重要物資」の追加指定等を受け、安定供給確保、技

術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点からの外為法上の検討を行った結果、半導体製造関連機器の製造業（半導体製造のために専ら用いられる機械器具、部分品、物資及び素材等）、先端電子部品の製造業（積層セラミックコンデンサ等の電子部品類及びそれらの素材等）、工作機械部品の製造業（ボールねじ、リニアガイドやリニアスケール等の工作機械部品）、船舶用機関の製造業（4 サイクルであり、かつ、連続最大出力735kw 以上の民生船舶用のディーゼルエンジン）をコア業種に追加。

併せて、「特定重要物資」に指定されていない物資についても、国の安全等を確保する観点から、光ファイバケーブルの製造業（石英系の光ファイバ・光ファイバ素線）及び複合機の製造業をコア業種に追加。

（６）事前届出免除制度

外国投資家の行う対内直接投資等のうち、上場会社等にかかる株式・議決権の取得や非上場会社の株式・持分の取得等については、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準（免除基準）を遵守する場合には、事前届出を不要とできる場合がある（事前届出免除制度）。なお、外国投資家が過去に外為法違反で処分を受けた者や国有企業、特定外国投資家等に該当する等の場合には、事前届出免除制度を利用することはできない。また、単に届出義務が免除される訳ではなく、株式等を保有する限り免除基準を遵守する義務や投資家の属性に変更が生じた場合に報告する義務が新たに発生することには注意が必要である。

事前届出免除制度を利用した場合には、投資実行後 45 日以内に、免除基準遵守を誓約する旨等を記載した事後報告書を当局に提出する必要がある。当局は、事前届出免除制度を利用した外国投資家が、免除基準に違反する場合には、是正の勧告・命令を行い、これに従わない場合であって、国の安全等に係る対内直接投資等に該当する場合には、株式売却命令等の措置命令を発することができる。当該命令にも従わない場合には、当該外国投資家には刑事罰が適用され得る制度となっている。

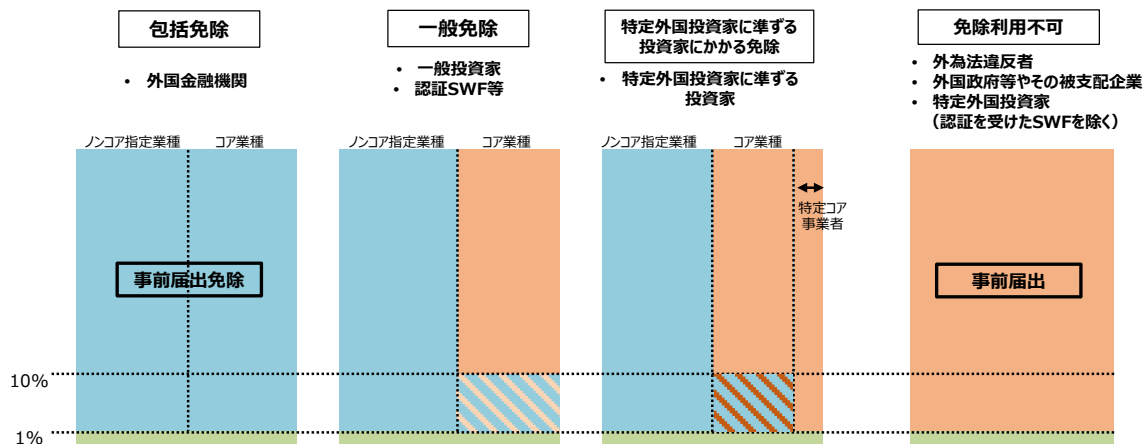
なお、令和 7（2025）年に「対内直接投資等に関する政令」等を改正し、国の安全等を損なうリスクの観点から事前届出免除制度の利用を制限する外国投資について、新たに類型を追加する見直しを行った。

背景として、外国投資家が投資を介して本邦企業から技術・情報を流出させるおそれや、国の安全等に係る産業やサービス等の毀損のおそれが顕在化するなど、安全保障上の懸念が高まっている中で、典型的に外国政府等と同様のリスクを有するにもかかわらず、事前届出免除制度の利用が可能な投資家類型に該当することで、当局の事前審査を経ることなく投資を行い、情報を流出させる者が存在する可能性が指摘されていた。

これに対応するため、外国政府との契約や、外国の法令に基づき外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家など（特定外国投資家）からの投資について、外国政府等と同様にすべての指定業種に係る対内直接投資等で事前届出免除制度の利用を不可とした。また、上記の投資に該当しなくとも、「特定外国投資家に準ずる者」が行う投資であって、経済安全保障推進法上の対象事業者のうち特に外為法による対応の必要性が高い事業者（経済安全保障推進法上の「特定社会基盤事業者」であり、かつ「コア業種」に属する事業者：特定コア事業者）への投資についても、国の安全等を損なうリスクが高いと認められることから、免除制度の利用を不可とした。

事前届出免除制度における免除基準や、事後報告の閾値等の概要は以下のとおり。

取得時事前届出免除制度（上場企業）

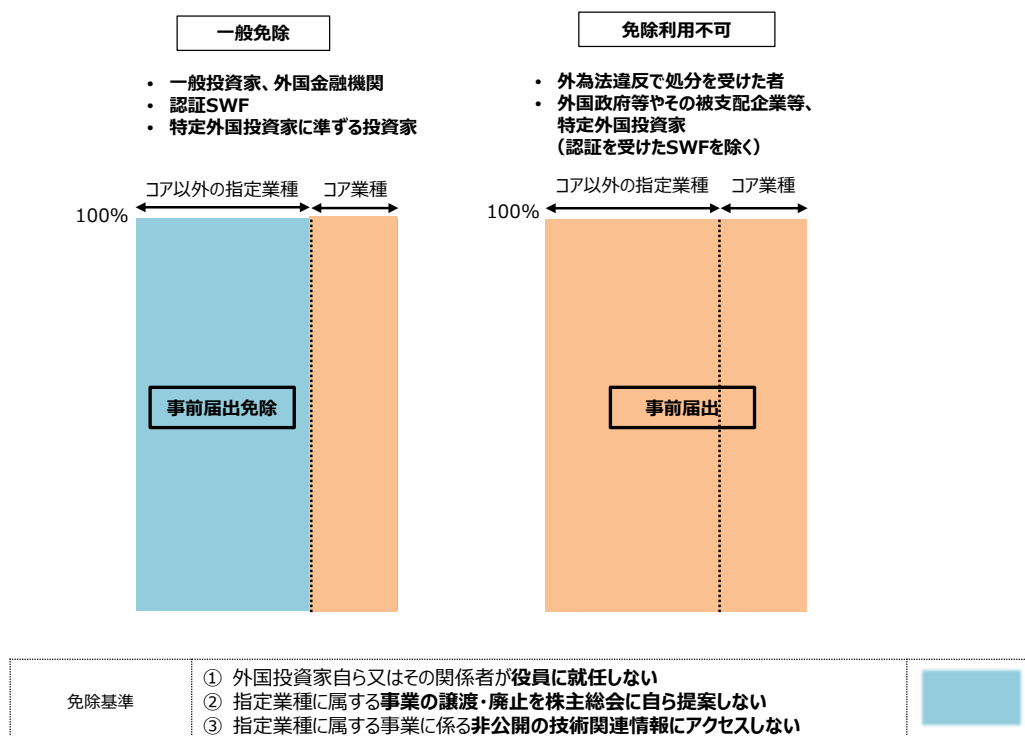


告示に規定	免除基準	① 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない ③ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない	
	上乗せ基準 (免除基準に加えて遵守)	④ コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない ⑤ コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない	
	更なる上乗せ基準 (免除基準及び上乗せ基準に加えて遵守)	⑥ コア業種に属する事業に関する非公開の情報にアクセスしない ⑦ コア業種に属する事業に関し、発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない	

取得時事前届出免除制度の概要（上場企業）

適用投資家	内容		
外国金融機関	包括免除	指定業種 (コア以外) ----- コア業種	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は10%
包括免除又は本則が適用されるものの以外の全ての投資家（認証を受けたSWF等を含む）	一般免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は1%
		コア業種	・上乗せ基準も遵守すれば、10%未満の株式取得について事前届出を免除 ・事後報告の閾値は1%
特定外国投資家に準ずる投資家	特定外国投資家に準ずる投資家に係る免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は1%
		コア業種 (特定コア以外)	・上乗せ基準及び更なる上乗せ基準も遵守すれば、10%未満の株式取得について事前届出を免除 ・事後報告の閾値は1%
		特定コア事業者	・事前届出免除の利用不可
過去に外為法違反で処分を受けた者、外国政府等及びその被支配企業等、特定外国投資家（認証を受けたSWF等を除く）	本則	指定業種 (コア以外) ----- コア業種	・事前届出免除の利用不可

取得時事前届出免除制度（非上場会社）



取得時事前届出免除制度の概要（非上場企業）

適用投資家	内容	
外国金融機関 包括免除又は本則が適用されるもの以外の全ての投資家（認証を受けたSWF等を含む）	指定業種（コア以外）	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告は必須（1株から）
	コア業種	・事前届出免除の利用不可
過去に外為法違反で処分を受けた者、外国政府等及びその被支配企業等、特定外国投資家 （認証を受けたSWF等を除く）	指定業種（コア以外）	・事前届出免除の利用不可
	コア業種	

[免除基準]

- ・外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

2025（令和7）年5月施行政省令改正

- 外国政府等と同様のリスクを有する外国投資家に対する免除制度の適用関係について見直し、**新たに2種類の外国投資家の類型を創設**。
 - 外国政府との契約や外国の法令に基づき、外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家等（**特定外国投資家**）については、**すべての指定業種に係る投資について事前届出を求め**、
 - 外国政府との契約や外国の法令に基づき、外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている者に、実質的な意思決定を掌握されていると認められる投資家等（**特定外国投資家に準ずる者**）が行う、**特定コア事業者に係る投資**について、**事前届出免除制度の利用を不可**とした。

（赤字は本改正にて追加）

	外国金融機関	一般投資家 認証SWF等	特定外国投資家に準ずる者	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等、 特定外国投資家
非指定業種	事後報告			
コア以外の 指定業種	免除基準			事前届出 ※免除利用不可
コア業種		（10%未満） 上乗せ基準	（10%以上） 事前届出 ※免除利用不可	
特定コア事業者		（10%未満） 更なる上乗せ基準	（10%以上） 事前届出 ※免除利用不可	

「特定外国投資家」等に係る政省令改正（2025年5月施行）

- 外国投資家が、投資を介して本邦企業から技術・情報を流出させるおそれ等が指摘される中で、典型的に国の安全等の観点から審査を行う必要性が高い**外国政府・国営企業等と同様のリスクを有する投資家類型について、事前届出免除制度の利用を制限**。

特定外国投資家

※2025年5月施行の政省令改正により新設

外国投資家のうち、以下のいずれかに該当する者

- **情報収集義務者**：対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれ等が大きい情報を、**外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等の情報収集活動に協力する義務を負う組織又は個人**
- 情報収集義務者及び当該外国政府等が、議決権・株式数等の**50%以上**を占める組織、いわゆる黄金株を所有している組織、役員の**1/3以上**を占める組織 等



特定外国投資家に準ずる者

※2025年5月施行の政省令改正により新設

外国投資家のうち、以下のいずれかに該当する者

- 情報収集義務者が実質的な意思決定を掌握していると認められる者
- 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者
- 特定外国投資家との契約（さらに契約が連なる場合、それらの各契約を含む）により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

＜コラム３＞事前届出免除制度を利用することができない外国投資家・投資類型

外国投資家が過去に外為法違反で処分を受けた者や国有企業等の投資家に該当する場合など、以下の外国投資家類型又は投資類型に該当する場合には、原則として事前届出免除制度を利用することができない。

【事前届出免除制度を利用することができない外国投資家の類型】

- 過去に外為法違反で刑事処分を受けその執行を終わり、又は行政処分を受けこれに違反し、5 年を経過していないもの
- 過去に免除基準違反で是正措置の命令を受けたもの
- 外国政府等、外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負うもの（以下「情報収集義務者」という。）、外国政府等又は情報収集義務者の被支配企業等（認証を受けたソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）等を除く。）及びこれらの役員（このうち、情報収集義務者、情報収集義務者により上記の被支配企業等に該当する法人その他の団体、及びその役員について、以下「特定外国投資家」という。）

【事前届出免除制度を利用することができない投資類型】

- 指定業種のうち国の安全等の観点から特に慎重に審査を要する業種として告示において指定されている業種（いわゆるコア業種。以下「特定業種」という。）（ただし、上場会社等の株式取得等においては、一定の外国金融機関による場合であって免除基準を遵守する場合（包括免除）及び一般投資家の 10%未満の株式取得等であって追加の免除基準を遵守する場合については、例外的に事前届出免除制度を利用することができる。）
- 特定外国投資家に準ずる者が行う、特定業種に属する事業を行う者のうち経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に規定する特定社会基盤事業者に該当する事業者（「特定コア事業者」）に対する対内直接投資等
- 指定業種にかかる事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を目的とするもの
- 免除基準を遵守することと相反する行為を行う目的を有するもの

なお、上記の【事前届出免除制度を利用することができない投資類型】のうち、「指定業種にかかる事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を目的とするもの」とは、政令第 3 条の 2 第 2 項第 4 号に規定されており、事前届出免除制度の利用が可能な対内直接投資等であったとしても、指定業種に該当する事業について、その存続を脅かすような行為を伴う場合には、事前届出免除を認めた前提が成り立たないことから、事前届出免除制度の対象外とされている。これに該当するか否かについては、投資対象となる事業の内容や、投資家の行為の態様、投資家が行うことを想定している行為が事業の実施に与える影響等について、個別具体的な事情を勘案して判断することとなる。なお、仮に本号に該当する場合には、事前届出がなされていれば、変更・中止の勧告を行うことが相当な事例と考えられる。例えば、外国投資家が、発行会社に対し、指定業種のうち国の安全等の観点から継続的かつ安定的な実施が求められる事業について、この事業の縮小を行うことに繋がる提案をすることを目的として、財務や営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが可能な程度の株式を取得することにより、その株式所有に伴う影響力を背景として発行会社において当該投資家の提案内容を実現せざるを得ないことになると認める場合には、本号に該当するものと考えられる。

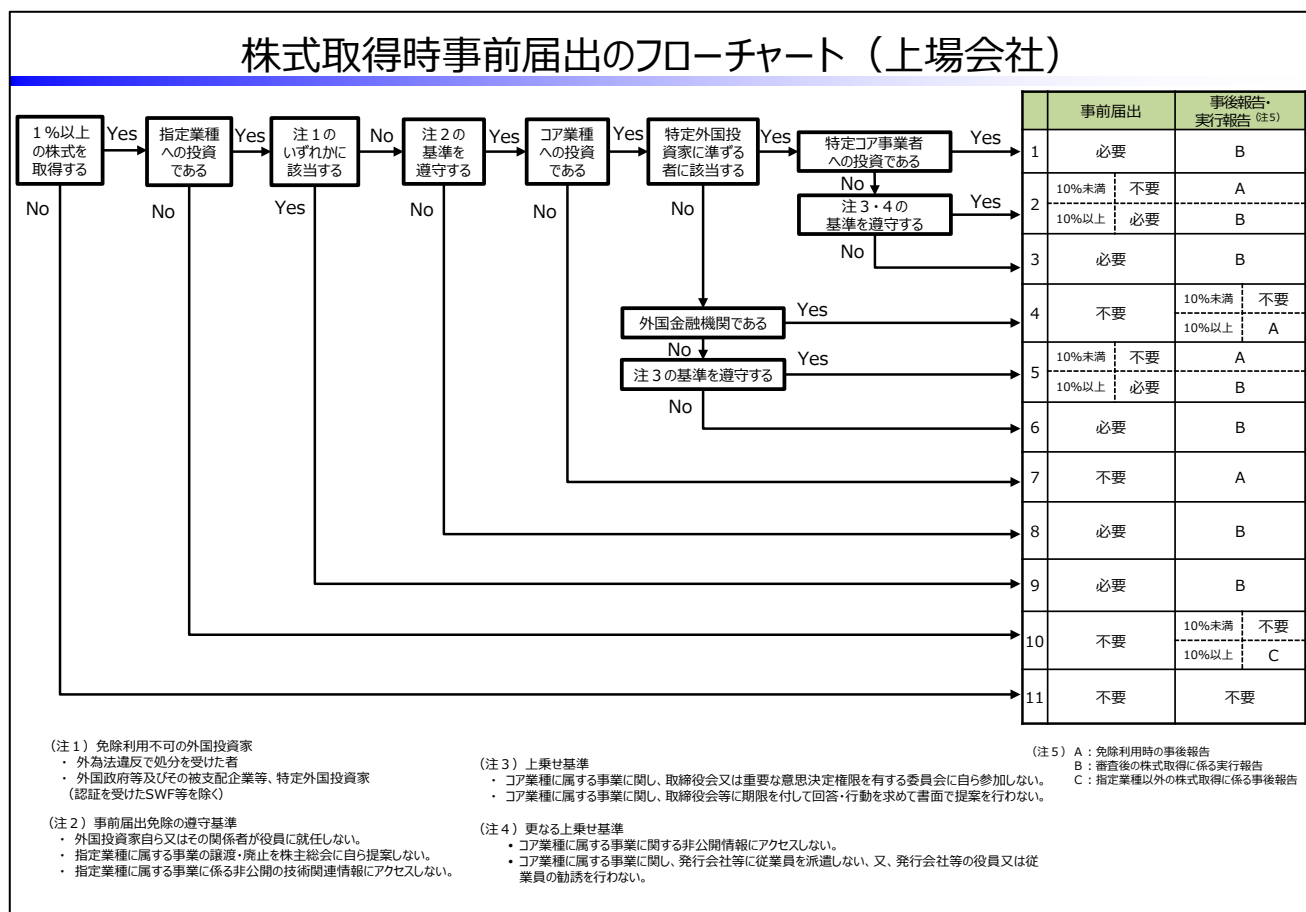
また、「免除基準を遵守することと相反する行為を行う目的を有するもの」については、政令第 3 条の 2 第 2 項第 5 号から省令に委任する形で、外国投資家自らが発行会社等の取締役又は監査役に就任することを目的とする対内直接投資等や、事業譲渡等にかかる議案を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等など、免除基準を遵守する意思を有していないと認められる場合を事前届出免除制度利用不可の類型として規定している。免除基準・上乘せ基準及び「更なる上乘せ基準」は、外国投資家がこれを遵守している限りにおいては、

事前届出を行った場合と同等に国の安全等の確保を担保することが可能と考えられる基準である。したがって、「免除基準を遵守することと相反する行為を行う目的を有する」ことは、国の安全等を損なうおそれに繋がる可能性が高いと認められることから、事前届出免除制度の利用を不可としている。

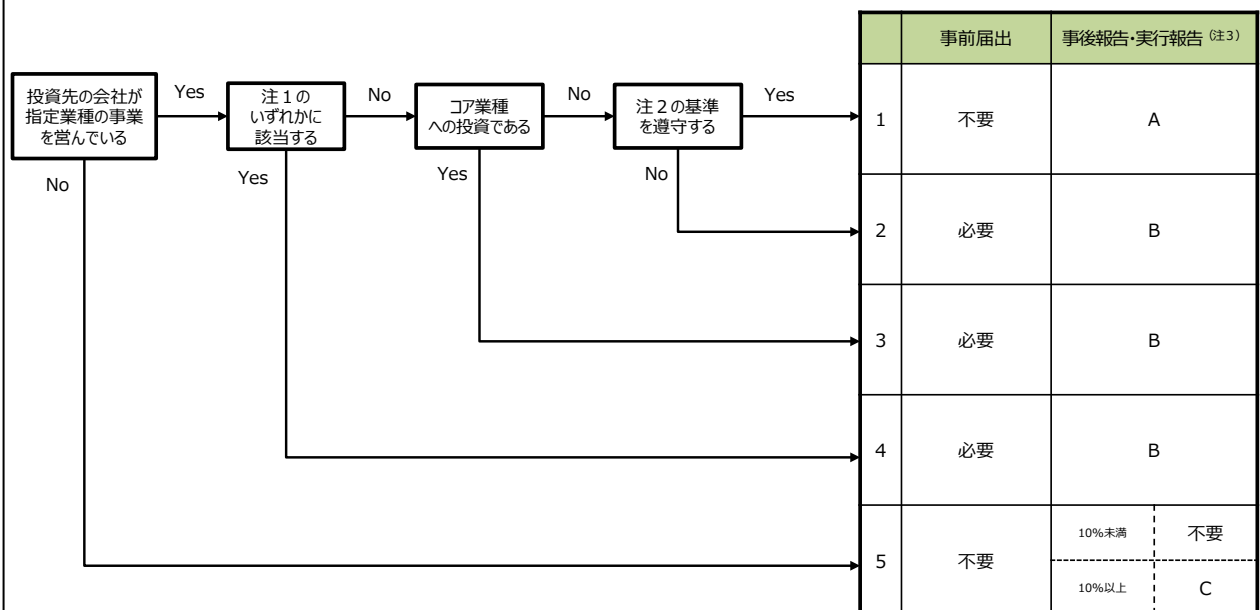
なお、事前届出免除制度は、令和元年の外為法改正において、経済の健全な発展につながる対内直接投資の一層の促進の観点から導入されたものであり、開かれたマーケット確保の観点から重要な制度である。他方で、現下の経済安全保障を巡る情勢に鑑みれば、国の安全等を損なうおそれがある投資への適切な対応も重要であり、本号に該当する可能性のある事案については、当局としても厳正な対応を取ることで、事前届出免除制度を含めた投資審査制度の適切な運用・執行に努めていくことが重要である。

(7) 株式取得時の事前届出のフローチャート（上場・非上場・行為時・投資信託ファンド投資）

外為法の投資審査制度にかかる事前届出や事後報告については、対象行為等によりいくつか類型があるが、フローチャートに示せば以下のとおり。



株式取得時事前届出のフローチャート（非上場会社）



（注1）免除利用不可の外国投資家

- ・ 外為法違反で処分を受けた者
- ・ 外国政府等及びその被支配企業等、特定外国投資家（認証を受けたSWF等を除く）

（注2）事前届出免除の遵守基準

- ・ 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- ・ 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

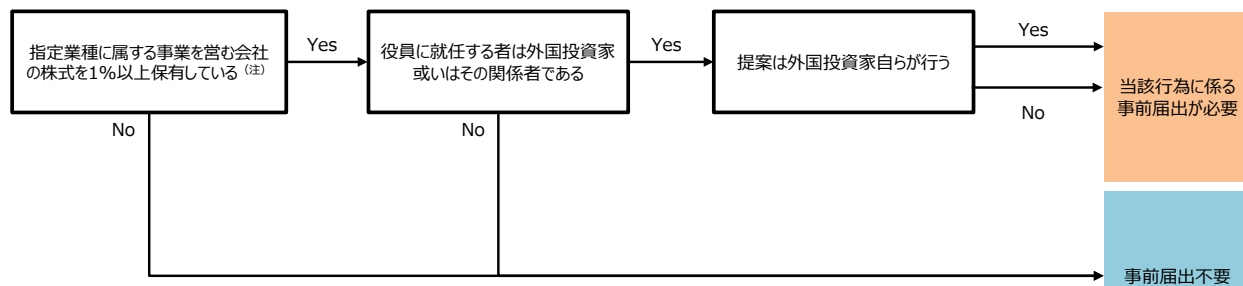
（注3）A：免除利用時の事後報告

B：審査後の株式取得に係る実行報告

C：指定業種以外の株式取得に係る事後報告

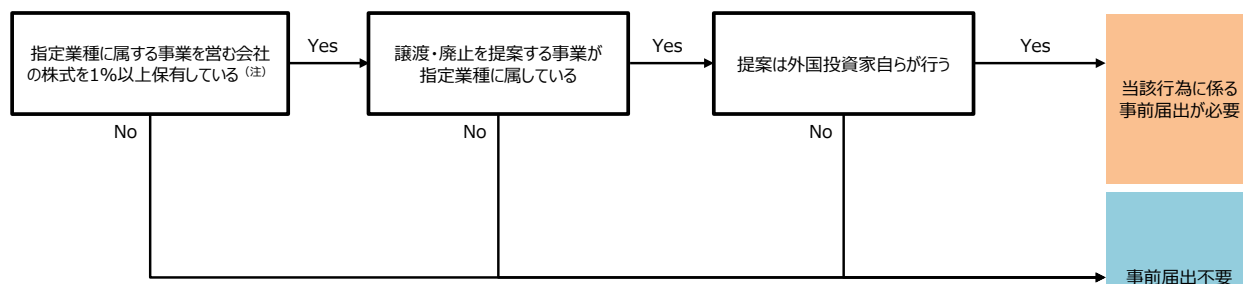
行為時事前届出のフローチャート（上場会社）

＜役員への就任に係る議決権行使＞



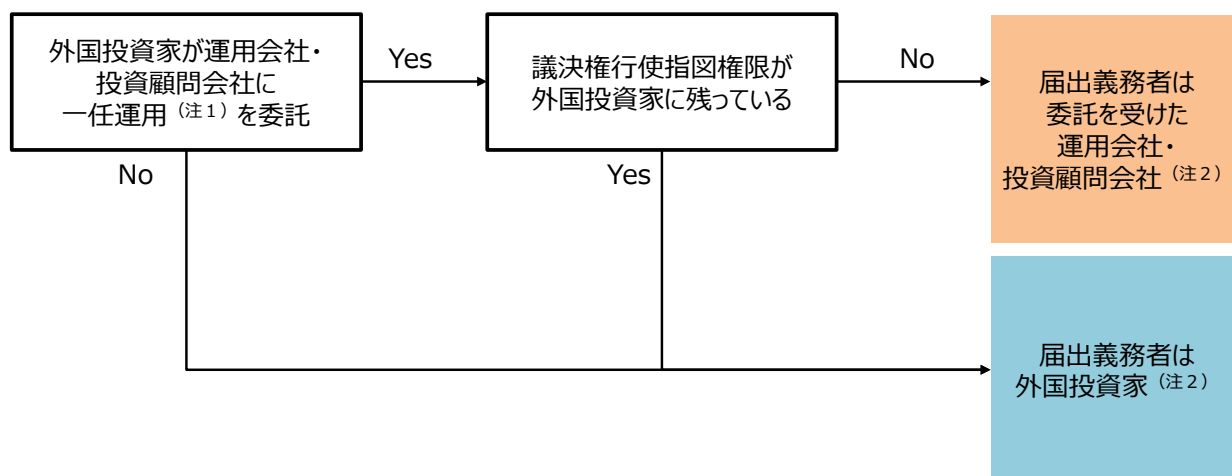
（注）株式取得の時点や方法（免除制度の利用の有無）は問わない

＜指定業種に属する事業の譲渡・廃止の提案に係る議決権行使＞



（注）株式取得の時点や方法（免除制度の利用の有無）は問わない

投資信託・ファンド投資に係る届出義務者について



(注1) 投資権限と議決権行使・指図権限の双方を委託する必要。

(注2) 外国金融機関に該当すれば包括免除の対象。

<コラム 4> 経済安全保障の確保と健全な投資の促進

(経済安全保障の確保)

これまで我が国は、自由かつ開かれた経済を原則として世界経済の成長に寄与してきた。一方で、更なる国際化の進展や急激な技術革新、産業基盤のデジタル化といった社会経済構造の変化等に伴い、サプライチェーン上の脆弱性の顕在化、我が国にとって重要なインフラ事業に対するサイバー攻撃等の脅威の増大、先端技術を巡る覇権争いの激化といった喫緊に対応すべき深刻な課題が浮き彫りになっている。

こうした中、令和 4（2022）年 5 月に経済安保推進法が制定され、経済安全保障上の喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度、の 4 つの制度が創設された。

このうち、①については、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している等の観点から指定される「特定重要物資」について、民間事業者等への支援を通じて、安定供給確保を図ることとしている。外為法上の投資審査制度においても、国の安全等を損なうおそれに繋がる技術流出防止のほか、国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護のために必要な財又はサービスの平時及び有事における安定的な供給の確保を法益の一つとしている点において、経済安保推進法上の「重要物資の安定的な供給の確保に関する制度」と手段は異なるも目的を一にすると、【コラム 2】に記載のとおり、令和 5（2023）年と令和 6（2024）年には、これら「特定重要物資」に係る製造業等を指定業種に追加した。経済安保推進法の基本方針（2022 年 9 月 30 日閣議決定）において、経済安全保障上の一定の課題については、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていく必要性が強調されていることも踏まえ、このように、国民の生存の必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、経済安保推進法による支援措置と、外為法による規制との連携等を通じて、我が国の経済安全保障の強化が進められている。

経済安全保障政策については、不断の見直しが進められており、経済安保推進法については、その成立から 3 年超が経過する中、国際情勢の急速な変化や新たな課題に対して、迅速かつ強力に対応するため、令和 8（2026）年 6 月には改正法が成立した。投資審査制度についても、経済安全保障を確保するための重要なツールの一つとして、令和 7（2025）年に特定外国投資家による投資等について事前届出免除制度を利用不可とするための政省令改正を行ったほか、令和 8（2026）年 5 月には投資審査制度を高度化するための外為法改正法が成立した。

(健全な対日投資の促進)

対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化及び地域の活性化に貢献するものであることから、健全な対日直接投資の一層の促進を図ることは重要な政策課題である。特に、日本経済の強い成長を実現するために、圧倒的に不足している国内投資をてこ入れする中で、世界の投資家が信頼を寄せる経済を実現し、海外資金が流入する好循環を生み出すことが必要である。

このため、令和 8（2026）年 6 月の対日直接投資推進会議で決定した「対日直接投資促進プログラム（2026）」は、対日直接投資残高を 2030 年に 120 兆円、2030 年代前半のできるだけ早期に 150 兆円とすることを目指すという目標の達成に向けて、（1）新規投資・二次投資の促進、（2）投資環境の整備、（3）ビジネス環境・生活環境の整備、（4）対日直接投資ビジネスを支える高度人材の確保及び（5）広報・プロモーション活動の強化の 5 分野において関連諸施策を取りまとめており、粘り強く対日直接投資の拡大に取り組むこととしている。

外為法は、対外取引が自由に行われることを基本とし、必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引

の正常な発展と我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。こうした観点から、投資審査制度の運用・見直しに当たっては、リスクに応じたメリハリのある対応を通じて、経済安全保障の確保と健全な対内直接投資の促進との両立に努めている。

＜コラム5＞ 審査に関する考慮要素

外為法の投資審査制度では、法第 27 条に規定する対内直接投資等については、法第 27 条第 3 項 1 号に規定する 4 つの要件（①国の安全を損なうか、②公の秩序を妨げるか、③公衆の安全の保護に支障を来すことになるか、④我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになるか）を満たすかどうかについて、審査が行われており、法第 28 条に規定する特定取得については、①国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい特定取得に該当するか否かについて、審査が行われている。当該審査において、審査当局がどのような点に着目するかを公にすることは、手続きの透明性及び投資家の予見可能性向上の観点から重要である。

こうしたことを踏まえ、財務省及び事業所管省庁では、「審査において考慮する要素」を公表している。ここでは、審査に当たって、例えば、

- A) 投資先企業の事業内容に関して、「国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護に係る産業の生産基盤及び当該産業の有する技術基盤の維持に与える影響の程度」や、「国の安全の確保、公の秩序の維持若しくは公衆の安全の保護に係る技術若しくは情報が流出する、又はこれらの目的に反して利用される可能性」、「国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護のために必要な財又はサービスの平時及び有事における、①供給の条件、②安定的な供給、又は③供給される財若しくはサービスの質、に与える影響の程度」を考慮することや、
- B) 外国投資家の属性に関して、「外国投資家等の資本構成、実質的支配者、取引関係その他の属性並びに投資に係る計画及び過去の行動・実績」や、「外国投資家等が服する条約、法令その他の規範が、国の安全の確保、公の秩序の維持、公衆の安全の保護又は我が国経済の円滑な運営に与える影響の程度」、「外国投資家等の外為法又は同法に相当する外国の法令の遵守状況」を考慮すること、
- C) 対象となる投資・関与の内容に関して、「外国投資家等が既に取得している、又は取得しようとしている株式、持分、議決権、出資証券若しくは社債の数・割合や金額、金銭の貸付けを行う場合の貸付けの累計額や条件が、発行会社・貸付先の会社に与える影響の程度」や、「外国投資家が、①発行会社等の取締役若しくは監査役に就任し、又は自らの密接関係者を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させること、②指定業種に属する事業の譲渡・廃止に係る議案を発行会社の株主総会に提案すること、又は③秘密技術関連情報を取得し若しくは開示を提案し、又は秘密技術関連情報の管理に関する発行会社等の社内規則等の変更を提案すること、を行う可能性及び当該行為が行われた場合の国の安全等の確保に与える影響の程度」を考慮すること、

等が規定されている。日々の審査業務に当たっては、届出書に記載された内容や公示・公開情報等を活用しつつ、こうした考慮要素を総合的に勘案し、当局は審査を行っている。

【参考】財務省 HP「財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する要素」

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/gaitamehou_20200508.htm

3. 対内直接投資審査制度の高度化

(1) 外為法の一部を改正する法律（令和8（2026）年6月5日公布）

令和元（2019）年に成立し、令和2（2020）年に施行された外為法改正法の附則において、施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定されている。今般、改正法の施行から5年が経過したことを受け、外為審において、これまでの施行状況や、安全保障環境等の変化を踏まえた制度の在り方が議論された。政府は、外為審の答申を踏まえた「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を令和8（2026）年3月17日に国会に提出し、同法は5月29日に成立、6月5日に公布された。

具体的な改正内容は、以下のとおり。

- ① 国の安全等を損なうリスクをなくするための措置（リスク軽減措置）を届出すべき事項として明確化するとともに、関連手続を整備する。
- ② 本邦企業の株式等を保有する外国法人等を別の外国投資家を買収等により支配することを通じ、間接的に本邦企業の株式等を取得する行為について、対内直接投資等として規制対象に追加する。
- ③ 典型的に特にリスクの高い非居住者等の支配・影響下において、国内投資家が当該非居住者等のために投資活動を行う場合に、事前届出等の対象とする。
- ④ 典型的に特にリスクの高い外国投資家による、指定業種以外（非指定業種）への投資に係る国際情勢の変化等により生じるリスクへの対応措置を新設する。
- ⑤ 対内直接投資等の審査等に当たり、国の安全等の観点から必要な場合に、財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見照会を義務付ける。

制度の詳細については、政省令等で規定されることになるが、典型的に特にリスクの高い非居住者等（すなわち、現行制度において事前届出免除制度を利用することができない者）に該当しない場合は、届出の閾値を緩和すること（上記②）や、規制の対象外とすること（上記③及び④）などを通じて、リスクに応じたメリハリのある制度設計とすることとしている。

また、政省令等においては、近年の事前届出件数の増加を踏まえ、より効率的・実効的な審査を実現しつつ、健全な投資を促進する観点から、事前届出の対象となっている業種や行為の範囲をリスクに応じた適切なものへと見直す予定である。具体的には、（i）事前届出が必要な「株主の行為」の大宗を占める役員選任に係る同意のうち、同一の役員の重任に係るものであって特段の事情の変更がない場合には事前届出を不要とすること、（ii）「情報通信技術関連業種」の業種指定について、サイバーセキュリティ対策等の観点から真に必要性が認められるものに限定すること等の合理化を予定している。

なお、改正法については、公布日から施行されている上記⑤以外については、公布から1年以内の政令で定める日に施行することとしている。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

改正の趣旨

- **健全な対内直接投資を一層促進**しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、**国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応するため、対内直接投資審査制度を高度化する。**

改正の概要

I. 施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保

1. リスク軽減措置の明確化

- － 国の安全等を損なうリスクをなくするための措置（リスク軽減措置）を、届出すべき事項として明確化する。
- － 届け出たリスク軽減措置について、変更する場合や実施しない場合に変更の届出を義務付け、改めて審査を実施することとする。
- － 事前届出や変更の届出に対する審査の結果、リスク軽減措置を勧告・命令することができることを明確化する。

2. 間接的な投資の捕捉

- － 本邦企業の株式等を保有する外国法人等を別の外国投資家が買収等により支配することを通じ、間接的に本邦企業の株式等を取得する行為について、対内直接投資等として規制対象に追加する。

（※）このほか、政省令等において、事前届出の対象となる対内直接投資等についてリスクに応じた合理化を行う。

II. 安全保障等の環境変化への対応

1. 外国政府等の支配・影響下にある投資活動の捕捉

- － 非居住者等の支配・影響下において投資活動を行う国内の投資家を外国投資家とみなした上で、外国投資家とみなされた者が、典型的に特にリスクの高い非居住者等の支配・影響下で投資を行う場合について、事前届出等の対象とする。

2. 非指定業種への投資に関するリスクへの対応措置の新設

- － 典型的に特にリスクが高い投資家による、事前届出の対象でない投資（非指定業種への投資）について、国際情勢の変化等により国の安全を損なうおそれが大きい投資に該当するかどうかを確認する必要がある場合には、報告を求めることができることとするとともに、必要な場合には株式等の処分等の勧告・命令ができることとする。

III. 省庁横断的な執行体制の強化

- － 対内直接投資等の審査等に当たり、国の安全等の観点から必要な場合に、財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見照会を義務付ける。（※）対日外国投資委員会による省庁横断的な執行体制を法制上担保するもの。

施行日

公布から1年以内の政令で定める日（Ⅲについては公布の日）

(2) 対日外国投資委員会（JFIC）の創設

外為法において、投資審査制度の審査は、財務省と事業所管省庁が担うことになっているが、投資に伴う安全保障上のリスクについては、省庁横断的な視点で検証することが必要不可欠となっている。

このため、外為法改正法（上記（1）⑤参照）も踏まえ、令和8（2026）年6月29日に対日外国投資委員会（JFIC：Japan Foreign Investment Committee）を創設した。財務省と国家安全保障局が共同議長を務め、外務省、経済産業省、防衛省を主構成員とし、事業所管省庁の参加も得て運営される。審査のノウハウの共有や、外国投資家のリスク属性等を始めとする情報連携を強化し、政府全体として審査能力の底上げを図る。また、投資先の日本企業が営む事業や保有する技術が、防衛装備品や重要物資のサプライチェーン上のような意味を持つかといった点を、省庁横断的に検証することが期待される。

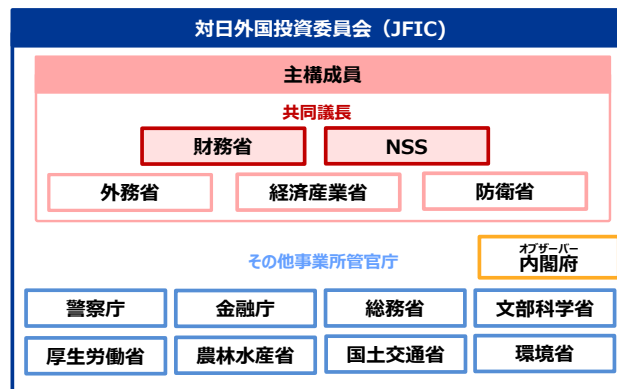
こうした省庁横断的な、一貫性のある審査を行うことは、ひいては外国投資家の予見可能性を高めることにもつながり、健全な投資の促進と経済安全保障の確保との両立に資するものである。

【参考】財務省 HP「対日外国投資委員会（JFIC：Japan Foreign Investment Committee）」

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/20260618215004.html

対日外国投資委員会（JFIC）について

- 対内直接投資審査における**省庁横断的な体制を強化し、経済安全保障上のリスクへの対応強化を図るため、対日外国投資委員会（JFIC）を創設。**
- **財務省(制度所管)・NSS(安保の総合調整)を共同議長、外務省・経産省・防衛省を主構成員**とし、その他事業所管官庁がメンバーとして参加。外国投資家のリスク属性等に係る情報については**情報コミュニティとの連携も強化。**
- **局長級を主たる構成員**（平常事務は課長級で処理）としつつ、**必要に応じて関係閣僚の参加**を得て開催。
- 対日外国投資委員会で扱う案件は、①**投資先の日本企業の業種や保有技術**（例：コア業種に該当するか）、②**外国投資家の属性**（例：外国政府との関係）、③**外国投資家の投資の態様**（例：取得する議決権の割合）等に基づき総合的に判断。



【参考】米国：対米外国投資委員会（CFIUS）

対米外国投資委員会（The Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS)）は、米国への外国投資に関する一定の取引を審査し、これらの取引が米国の安全保障に与える影響を判断する権限を有する、米国の省庁間合議体である。財務省（議長）、司法省、国土安全保障省、商務省、国防省、国務省、エネルギー省、通商代表部、科学技術政策局がメンバー（議決権のないメンバーとして国家情報長官及び労働省）。

（３）地方支分部局における取組

地方の中小企業にも機微技術や重要技術を有する企業は数多く存在し、経済安全保障を巡る環境が厳しさを増す中、これら企業の動向や、こうした企業等に対する投資の動向にかかる情報収集・分析はますます重要となっている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～（骨太方針 2022）」では、経済安全保障や外為法の投資審査制度の文脈で、「外為法上の投資審査について、地方支分部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図る」、「関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化を図る」、「インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備する」ことが明記されており、翌年以降の骨太の方針においても、投資審査制度の実効性確保に取り組むこととされている。

こうした方針を踏まえ、財務省の地方支分部局である財務局においても、令和4（2022）年より担当を配置し、投資審査制度に関する説明会の実施等による制度周知や、相談・情報提供窓口の設置等を通じた相談・情報収集等を行うことで、制度の不知による法令違反の発生の抑止に努めている。また、本来事前届出が必要であった無届事案の検知や投資実行後のモニタリングといった、国の安全等にかかる重要技術等の流出を的確に防ぐ観点及び制度の適切な執行の確保の観点から極めて重要な業務の一端も担っている。多数の企業が存在する中で、財務局が効率的に経済安全保障上のリスクの高い対象を把握・選定することが重要であり、令和7（2025）年からは経済産業局をはじめとする他

省庁の地方支分部局との連携をより強化している。本取組により、より効率的かつ効果的な情報収集・モニタリングを進め、投資審査の実効性確保、ひいては経済安全保障の推進体制の強化を図っていく。

（４）国外の関係機関との連携

外国当局への情報提供等の連携にかかる規定（法第 69 条の 4³）を踏まえ、当局では、外国当局との情報交換等の促進など、国外の関係機関等との連携強化に力を入れている。具体的には、二国間及び多国間の連携の下、対内投資審査制度に関する知見やベストプラクティスの共有などが進められている。こうした取組を通じて、諸外国の制度運用を学ぶことは、我が国の投資審査制度について、国際的にも高い水準を確保し得るよう、より良い制度設計を検討する上で有益な示唆を得る貴重な機会となっている。

また、我が国を取り巻く国際情勢の変化に伴い、経済安全保障上の新たな課題に迅速かつ強力に対応するため、こうした連携の取組を継続・発展させていくことが不可欠である。今後とも、諸外国との協力関係を一層強化しつつ、投資審査分野における連携を積極的に推進していくことが求められる。

諸外国との比較は、以下の図のとおり。

なお、投資審査制度について、諸外国との比較で見た場合、日本の制度における義務的事前届出の閾値（上場企業）は、非常に低い水準となっている。G7 各国において、概ね 10%以上の閾値が設定されているのに対し、日本の閾値は 1%となっている。これは、日本の会社法上、議決権の 1%以上を有するものには株主総会での議題の提案権（株主提案権）が与えられていることを勘案したものである。もちろん、日本の制度では事前届出免除制度があることから、1%以上の対内直接投資等の全てが事前届出対象となるわけではないが、日本の投資審査制度は、諸外国と比較し、事前届出の網が相対的に広い制度と考えられる。こうして提出された事前届出書は、事前審査の過程のみならず、事前届出審査が終わり投資実行した後や、免除制度を利用し投資実行した後におけるモニタリングにおいても、国の安全等に的確に対処する観点から重要な情報源である。こうした問題意識の下、非違事案を適時適切に把握し、必要な措置命令等の対応を機動的に講じていくためにも、当局ではモニタリング強化に一層力を入れている。

³ 令和 8（2026）年の外為法改正法施行後の新法においては法第 69 条の 5。

各国の対内直接投資審査制度の概要

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	日本
義務的事前届出・審査	対象となる株式所有等の割合等	25% / 閾値なし	25%	10%	10% / 20% (業種別)	3% / 10% (業種別)	33% (かつ一定規模以上の企業が対象)	1%
	対象となる事業	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	全業種	指定業種
事後介入		義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象については、株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、25%以上取得する場合は、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象については、株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、免除制度利用者が除外基準に違反した場合には、株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、免除制度利用者が除外基準に違反した場合には、株式売却命令等が可能
義務的事前届出件数		325件 任意届出含む	1,135件	392件	339件	660件	10件	3,401件

(注1) 各国の公表データより作成（米、仏、伊は2024年1月～12月、加は2024年4月～2025年3月、独は2025年1月～12月、英、日は2025年4月～2026年3月）。義務的事前届出・審査欄の株式割合等は上場企業の場合を記載。

(注2) 米は、国家安全保障の観点から指定された、「①外国政府が9%以上の議決権を有する外国法人・団体等によるTID米国事業（重要技術（Technology）、重要インフラ（Infrastructure）、米国民の機微個人データ（Data））の25%以上の議決権の取得」又は、閾値の定めのない「②重要技術に係る事業に関する取引であって、当該技術を取引当事者等一定の者に輸出等する場合に米国規制当局の認可が必要となるもの」には事前届出が義務付けられている。

(注3) 仏の件数は、認可申請の対象となる取引に該当するかどうかを当局に照会する手続である意見要請（request for opinion）の件数を含む。

(注4) 加の件数は、経済的観点からの審査（純利益審査の対象となる投資に係る義務的事前申請（application）の件数。このほか、事前又は投資実行後0日以内に提出が必要な届出（notification）が1,128件ある。

(注5) 日は、経営に関与しないことや機微情報にアクセスしないなどの条件を遵守し続ける場合に限り、株式取得時事前届出免除制度を利用可能（外国金融機関は取得割合を問わず利用可能、その他の一般投資家等は取得割合が0%未満の場合に利用可能）。

4. 制度執行の状況（制度各論）

（1）事前届出

事前届出は、投資審査制度の執行において基礎となるものであり、届出にかかる審査のみならず、事後のモニタリングや制度の企画立案にも活用される重要な情報源である。特に、日本の投資審査制度は、諸外国と比較して、義務的な事前届出を多く徴求していることもあり（上記 3.（4）参照）、この観点でも、事前届出は日本の投資審査制度の基盤となっている。このため、外国投資家による事前届出漏れ（無届）への対応も投資審査制度にかかる重要な政策課題の一つとなっている（下記（7）参照）。

事前届出に関し、最近の届出件数の推移等、最近のデータ・計数は以下のとおり。

事前届出件数の推移

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正（2020年6月完全適用）により、上場会社の株式取得に係る事前届出の閾値を引き下げる（10%→1%）とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に事前届出（行為時事前届出）を導入し、事前届出の対象を拡大。他方、事前届出免除制度を導入した。
- 2025年度の届出件数は以下のとおり。

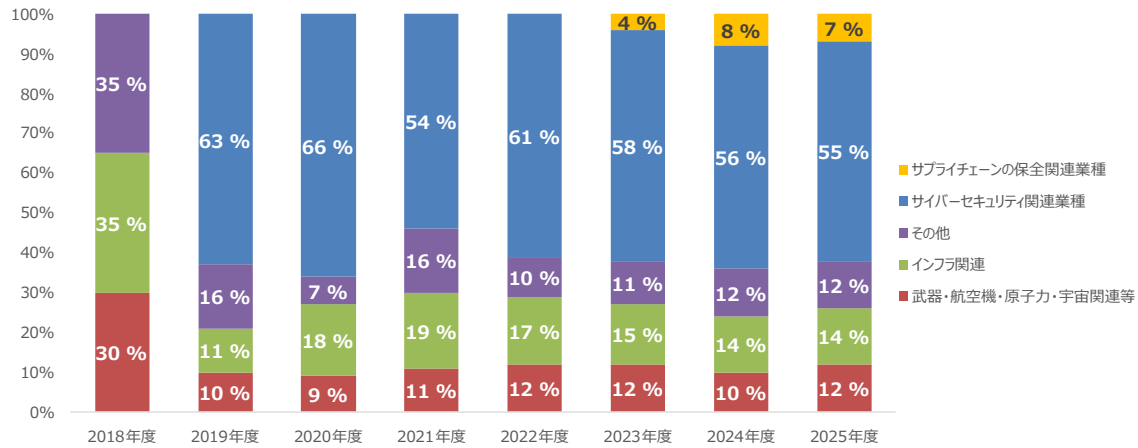
（注）2020年6月に改正外為法完全適用のため、2020年度以前との単純比較はできない。



（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

業種別の事前届出の割合

- 引き続き、2019年8月に指定業種に追加されたサイバーセキュリティ関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）が55%と大宗を占めている。



（参考）外為法上の指定業種の概要

- サイバーセキュリティ関連
 - 武器
 - 航空機
 - 原子力
 - 宇宙関連
 - 軍事転用可能な汎用品の製造業
 - 重要鉱物に係る金属鉱業等
 - 特定離島港湾施設の建設業等
 - 電力業
 - ガス業
 - 通信業
 - 上水道
 - 鉄道業
 - 石油業
 - 熱供給業
 - 放送業
 - 旅客運送
 - 警備業
 - 農林水産業
 - 皮革関連
 - 航空運輸
 - 海運
 - 感染症に対する医薬品に係る製造業
 - 高度管理医療機器に係る製造業
 - サプライチェーンの保全関連業種
- *2020年7月に追加
*2021年11月に追加
*2023年5月及び2024年8月に追加

（注1）複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

（注2）2019年度以前は取得時事前届出の業種別内訳、2020年度以降は全ての事前届出の業種別内訳を示す。なお、通信業は2019年度以降サイバーセキュリティ業種に包含。

（参考）業種別の事前届出の内訳

届出対象業種	2020年度				2021年度				2022年度				2023年度				2024年度				2025年度			
	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計
武器等の製造業等 （軍事転用可能な汎用品等を含む）	100	6	59	165	196	10	134	340	121	9	103	233	175	14	109	298	148	11	82	241	207	15	94	316
航空機の製造業等	18	0	4	22	11	2	10	23	17	2	18	37	19	0	7	26	31	2	14	47	66	4	21	91
原子力・核燃料物質等の製造業等	2	0	2	4	2	1	3	6	10	0	7	17	7	1	8	16	17	0	5	22	10	2	9	21
宇宙関連等の製造業等	12	0	4	16	25	1	9	35	17	0	10	27	22	3	28	53	30	0	1	31	62	4	11	77
サイバーセキュリティ関連業種	953	56	590	1,599	994	105	863	1,962	984	104	696	1,784	952	103	978	2,033	1,207	111	754	2,072	1,372	115	956	2,443
金属鉱物に係る金属鉱業等	-	-	-	-	4	0	0	4	4	0	0	4	7	0	0	7	14	0	0	14	8	2	3	13
特定離島港湾施設の建設業等	-	-	-	-	4	0	0	4	8	6	0	14	5	3	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
サプライチェーンの保全関連業種等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	10	69	161	194	16	93	303	171	19	86	276
電力・ガス、熱供給事業	255	87	44	386	328	96	83	507	225	72	77	374	254	85	58	397	247	76	44	367	261	66	62	389
情報通信事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放送事業	9	0	2	11	14	0	16	30	3	1	0	4	9	0	15	24	6	0	8	14	23	1	9	33
上水道業	1	0	2	3	2	0	0	2	3	0	2	5	2	0	0	2	0	0	0	0	5	0	0	5
鉄道業	1	0	0	1	3	1	4	8	26	9	1	36	18	3	0	21	26	0	0	26	21	0	0	21
旅客運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	5	0	1	6	6	0	0	6	11	0	4	15
生物学的製剤製造業 （医薬品・医療機器を含む）	27	4	45	76	69	3	72	144	24	5	80	109	39	12	96	147	62	3	80	145	62	9	48	119
警備業	12	0	9	21	57	1	27	85	27	1	18	46	35	1	27	63	56	4	38	98	58	1	32	91
農林水産業	37	5	11	53	69	0	62	131	47	5	44	96	59	2	57	118	81	4	21	106	70	3	31	104
石油業	15	1	22	38	75	2	54	131	28	3	47	78	46	3	33	82	41	1	67	109	26	5	54	85
皮革製品製造業	2	0	0	2	0	0	4	4	5	0	5	10	10	1	0	11	5	0	5	10	14	1	0	15
航空運輸業	4	1	2	7	2	1	4	7	3	3	0	6	3	0	4	7	1	4	1	6	0	1	3	4
海運業	5	0	6	11	49	1	162	212	3	0	23	26	8	0	32	40	9	0	80	89	20	1	75	96
届出件数	1,281	159	731	2,171	1,405	210	1,244	2,859	1,327	207	892	2,426	1,387	218	1,266	2,871	1,638	207	1,058	2,903	1,872	213	1,316	3,401
届出における該当業種合計	1,453	160	802	2,415	1,904	224	1,507	3,635	1,557	220	1,131	2,908	1,757	241	1,522	3,520	2,181	232	1,293	3,706	2,467	249	1,498	4,214

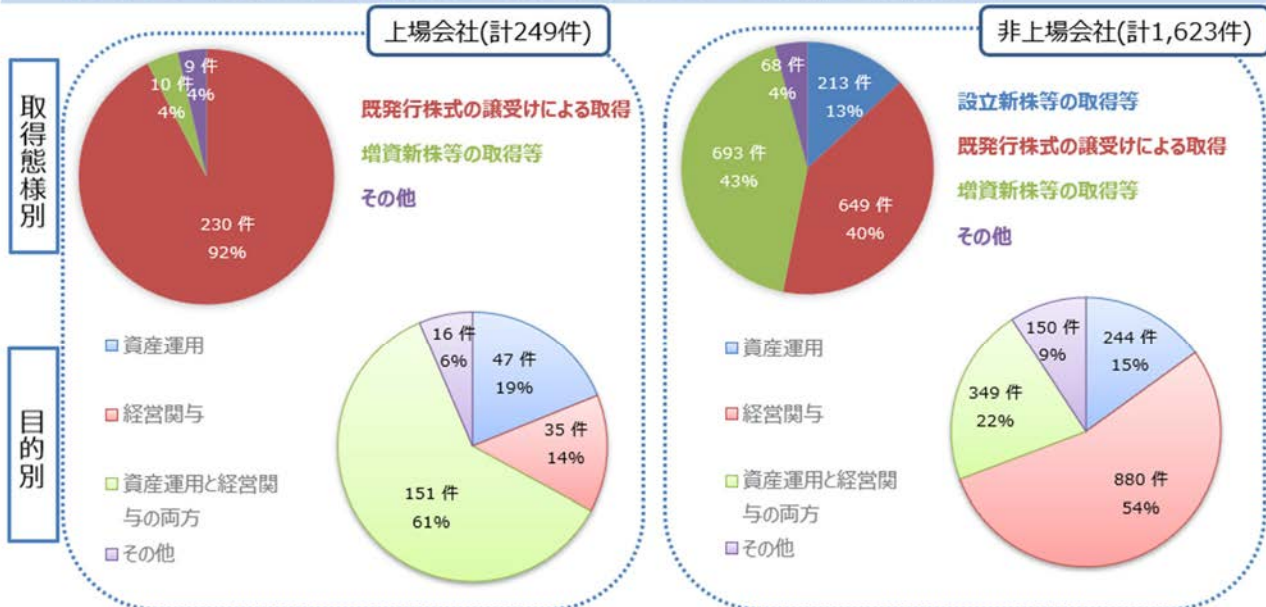
（注1）複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

（注2）「株式取得」は株式取得時事前届出、「その他」は事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出、「行為時」は行為時事前届出を示す。

（注3）情報通信事業は2019年度以降サイバーセキュリティ関連業種としてカウント。

取得態様・目的別の取得時事前届出件数（2025年度）

- 上場会社249件に対し、非上場会社は1,623件となっており届出件数は非上場会社の方が多い。
- 上場会社に係る株式取得の態様は、市場での取得を含む既発行株式の譲受けによる取得が約9割であって最も多いのに対し、非上場会社は、増資新株等の取得等が最も多い。後者は、自ら設立した会社の増資やスタートアップ投資に伴う増資の引受け等が含まれていることがその理由。また、目的別の届出件数について、非上場会社に係る株式取得は、上場会社に比し、経営関与のみを目的とする届出の割合が高い。



(注1) 取得態様別の「その他」は、新株予約権の行使による取得、吸収分割の対価としての取得、自己株式の取得等。
 (注2) 目的別の「その他」は、関係会社の設立又は資金調達の支援、国内会社との合併会社の設立等。

国籍等別の取得時事前届出件数（2025年度）

- 株式取得は、日本を除けば、米国や英領ケイマン、シンガポールが多い。
- 日本からの届出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に直接・間接に議決権を50%以上保有されている日本の会社が、外国投資家として取り扱われているため。

届出者の国籍等別の取得時事前届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	116	499	615
米国	29	274	303
英領ケイマン	13	260	273
シンガポール	38	106	144
香港	7	52	59
英国	2	42	44
台湾	0	109	109
カナダ	10	9	19
韓国	1	68	69
オランダ	2	21	23
ドイツ	1	22	23
英領バージン	2	19	21
中国	0	12	12
サウジアラビア	13	0	13
ルセニア	0	6	6
フランス	2	11	13
スイス	3	19	22
インド	1	17	18
タイ	0	2	2
オーストラリア	0	8	8
ベトナム	0	10	10
英領ミューダ	0	4	4
アイルランド	0	5	5
スウェーデン	0	2	2
イスラエル	0	1	1
その他	9	45	54
合計	249	1,623	1,872

届出者の国籍等が「日本」の場合の最終親会社等の国籍等別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	77	55	132
米国	12	215	227
シンガポール	0	32	32
英領ケイマン	2	22	24
スハイ	0	1	1
香港	0	0	0
韓国	1	8	9
デンマーク	0	1	1
ドイツ	0	6	6
フランス	0	1	1
オランダ	1	8	9
オーストラリア	0	2	2
スイス	0	1	1
ルセニア	0	11	11
アイルランド	1	5	6
中国	0	5	5
その他	6	63	69
該当なし	16	63	79
合計	116	499	615

届出者の国籍等が「英領ケイマン」の場合の最終親会社等の国籍等別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	4	50	54
英領ケイマン	3	117	120
米国	1	46	47
香港	0	2	2
シンガポール	4	22	26
中国	0	2	2
英領バージン	0	0	0
台湾	0	5	5
その他	0	12	12
該当なし	1	4	5
合計	13	260	273

(注1) 届出者の国籍等が「日本」で最終親会社等も「日本」になるのは、子会社が届出者で日本国内に親会社があり、その親会社の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているものの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
 (注2) 届出者の国籍等が「日本」で最終親会社等が「該当なし」になるのは、届出者の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているものの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
 (注3) 届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍等により分類される。
 (注4) 国籍等別は、届出者の国籍または所在地（地域を含む）で分類している。

（２）審査期間

外為法の投資審査制度では、財務大臣及び事業所管大臣において事前届出が国の安全等に支障がないかどうかを審査するため、事前届出を受理してから起算して 30 日を経過するまで（４か月まで延長可）、当該届出を提出した外国投資家は、届け出た投資等を行うことはできないこととされている（投資禁止期間）。ただし、投資禁止期間は、国の安全等を損なう事態が生ずる投資等に該当しない場合には、短縮されることがある。当局は、提出された届出について、リスクベースで審査を行い、国の安全等を損なう事態を生ずる投資等に該当しない場合には、迅速かつ柔軟に審査を終了するよう実務的に対応しており、2025 年度実績では、3,401 件の事前届出のうち、約 25%の事前届出について 5 営業日以内（営業日は国民の祝日と行政機関の休日を除いた行政機関の稼働日をさす）、約 67%の事前届出について 2 週間（14 暦日）以内に審査が終了している。また、平均審査期間は 9.2 営業日となっている（なお、当該平均審査期間は、届出が受理されてから審査終了が公示されるまでの平均日数であり、下記（３）のケースのように、事前届出を取下げた場合は含まない）。

（３）事前届出の取下げ

事前届出を要する場合には、外国投資家は、対象となる取引又は行為を行おうとする日の 6 ヶ月前から届出を提出することができるが、届出書の記載方法や届出要否を含む制度にかかる個別照会の観点から、実務的には、正式な事前届出の提出の前、又は、提出後に、当局（財務省や事業所管省庁）との間でコミュニケーションを取ることがある。特に、国の安全等を損なうおそれにつながるリスクのある届出については、当該届出にかかる対内直接投資等について、審査のための実態把握の観点から、詳細についての事実関係等の確認を行うなどの対応を取ることがある。

こうした当局と外国投資家とのコミュニケーションの中で、外国投資家が提出した事前届出を取り下げ、当該届出にかかる対内直接投資等を取りやめるケースや、一旦取り下げた届出について内容精査・修正の上改めて届出を提出するケースなどがある。

近年の事前届出の取下げ件数は、以下のとおり。なお、取下げ件数は事前届出件数には含まれておらず、外数である。

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
242 件	239 件	274 件	399 件	363 件	484 件

（４）報告徴求

外国投資家は、対内直接投資等を行った時は、法第 55 条の 5 の規定に則り事後報告を行うことが求められている。このほか、財務大臣及び事業所管大臣は、「法律の目的を達成するために必要な限度において」、行為等を行った者又は関係人に対して、関連する事項について報告を求めることができるものとされている（報告徴求）（法第 55 条の 8）。

財務省及び事業所管大臣は、投資審査制度の運用に当たり、外国投資家や発行会社等とコミュニケーションを取ることを通じ、事前届出審査を含めた法の適正な執行の観点から、必要な事実関係の把握に努めている。こうした中、例えば、外為法上の更なる法的措置にかかる実施の要否の判断につながるような重要な事実について正確な確認が必要な場合や、任意のやり取りを通じてのみでは事実関係の迅速な確認が難しい場合等には、効果的な制度執行を担保する観点から、法令に基づく報告徴求を発出することがある。法令に基づく報告徴求については、報告を行わなかった場合や虚偽の報告をした場合に、罰則規定の適用がある。

近年の報告徴求の件数は、以下のとおり。

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
2 件	1 件	2 件	1 件	3 件	2 件

(5) 中止命令等・措置命令

上記 2. (1) のとおり、審査を踏まえて、国の安全等に係る投資等に該当すると認める場合には、外為審の意見の聴取等の所定の手続を経た上で、対象となる投資等について、内容変更や中止の勧告・命令を行うことが可能である（法第 27 条及び第 28 条）。勧告・命令の実績について、2025 年度は 0 件である。なお、平成 20（2008）年に電力関連会社の株式取得について中止の勧告・命令を行ったほか、令和 8（2026）年 4 月に工作機械製造業を営む会社の株式取得について中止の勧告を行った。

なお、政府が勧告・命令を行う場合について、制度運用の透明性を図る観点から情報開示の在り方を以下のとおり整理している（令和 8 年 6 月 10 日 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会配布資料）。

対内直接投資審査に係る政府による情報開示について（今後の方針）

1. 背景

- 対内直接投資審査に係る個別案件については、個社の株式取引等に不測の影響を与えることを避けるため、政府としてコメントしないことを基本方針としているところ。また、対内直接投資審査制度の勧告・命令は、何らかの不法行為があったことを前提とするものではないことから、勧告・命令の事実について公表することが制度上求められているわけではない。
- 他方、制度運用の透明性確保や外国投資家の予見可能性の確保を図る観点から、政府が勧告・命令を行う場合について、制度運用の透明性を図る観点から情報開示の在り方を以下の通り整理。

2. 情報開示に関する考え方

① 勧告について

- ・ 勧告については、外国投資家が応諾是非を検討するものであり、原則として、外国投資家に先んじて、又は外国投資家の意向に反して、当局から勧告を行った旨は公表しない。
- ・ ただし、公開買付の条件等に係る情報開示の一環として外国投資家が勧告を受けた旨を公表する場合等には、当局としても対外的に勧告を行った旨を説明する。

② 命令について

- ・ 命令については、投資の内容変更・中止を実質的に確定するものであり、命令の履行確保の観点や、従わない場合には罰則が科されること等を踏まえた運用の透明性確保の観点から、勧告と比べて公表の必要性が高い。また、対外公表を通じて具体事例を積み重ねていくことは、一般外国投資家の予見可能性向上の観点から重要。こうした点を踏まえ、国の安全等の観点から機微な情報や外国投資家や投資先企業の営業秘密等に係る情報の取扱いに十分留意の上で、命令を行った旨を公表する。

③ 年次報告書（アニュアルレポート）等を通じた情報開示の拡充に引き続き取り組む。

また、次の①～③若しくは⑥に掲げる場合において対内直接投資等もしくは特定取得が国の安全等に係るものであると認めるときで外為審の意見の聴取等の所定の手続を経た場合、又は④もしくは⑤に掲げる場合には、違反行為等を行った外国投資家に対し、取得した株式等の全部又は一部の処分などの必要な措置を命ずることができる（法第 29 条）。

① 事前届出をせずに取引を行った場合

② 投資の禁止期間満了前に取引を行った場合

③ 虚偽の事前届出をした場合

④ （対象となる対内直接投資等について）応諾した変更の勧告に従わず、又は変更の命令に違反した場合

⑤ （対象となる対内直接投資等について）応諾した中止の勧告に従わず、又は中止の命令に違反した場合

⑥ 事前届出免除制度を利用して対内直接投資等を行った外国投資家が、免除基準遵守の勧告にかかる措置をとるべきことの命令に違反した場合

措置命令にかかる条項が新設された平成 29（2017）年改正以降、法第 29 条に基づく措置命令の実績は 0 件である。

なお、当局による国の安全等のリスクへの対処方法としては、こうした株式売却等を命ずる措置命令の他、法令に基づく報告徴求（上記（４）参照）、事前届出審査・事後モニタリングにかかる行政指導を通じた対応など、様々な方法があり、状況に応じて適切な対処を行っている。

（６）罰則

投資審査制度の執行を担保する観点から、外為法では罰則について各種規定が置かれている。具体的には、法第 70 条では、事前届出義務違反や財務大臣及び事業所管大臣による変更命令に対する違反などの違反行為に対して、3 年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金、又はこれら両方を科すことが規定されている。なお、罰金については、違反行為の目的物の価格の 3 倍が 100 万円を超える場合には、当該価格の 3 倍以下とされている。また、法第 71 条では、報告義務にかかる違反や立入検査にかかる違反などについて、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される仕組みとなっている。

対内直接投資審査制度の基本的な枠組みが現行の形となった令和元（2019）年改正以降、罰則の実績は 0 件である。

（７）無届

外為法の対内直接投資審査制度では、対内直接投資等に関する事前届出をしなければならない外国投資家が、これをせずに対内直接投資等を行った場合には、上記（６）のとおり、法第 70 条に規定する刑事罰が科されるほか、当該投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当する場合、法第 29 条に規定する措置命令の対象となり、当局（財務省及び事業所管省庁）は、外国投資家に対し、株式売却を含む必要な措置を講ずることを命じることができる。また、必要な報告（事前届出免除制度を利用した場合の報告、株式取得・処分後の実行報告など）を提出しなかった場合には、上記（６）のとおり、法第 71 条に規定する刑事罰が科される。

この際、必要な措置の決定にあたっては、違反行為が意図的に行われたものかどうか、違反が発覚した経緯（自主的な申告か、当局による指摘か）、違反行為を認識した後当局に直ちに申告したか、違反行為の隠蔽行為がなかったか、反復・継続して違反行為が行われたかなどの違反行為の情状も考慮することとしており、悪質性が高いと認める場合には、厳しい措置を講ずることとしている。無届事案が判明した場合には、まず当局としては、外国投資家に対し、違反対象行為の概要や違反行為が発覚した経緯、管理体制及び違反理由、再発防止策等にかかる事案調査票の作成・提出を求め、これをもとに報告徴求などを含む、具体的な対応を行うこととしている。

無届事案の検知は、国の安全等にかかる技術情報の流出等を的確に防ぐ観点や、対内直接投資審査制度の適切な執行の確保の観点から極めて重要であり、近年、当局において特に力を入れている分野である。その結果、毎年一定の無届事案を検知している。実態としては、制度の不知からくる悪質性の低い軽微な届出漏れも相当程度存在することから、当局として、審査にあたり代理人となることが多い士業をはじめ、関連業界団体等への制度周知の取組にも力を入れているが、今後とも、関係省庁等との連携や指定業種を営む企業や外国投資家に関連する公示・公開情報等を活用した分析など、無届事案の検知に一層努めていく方針である。

近年の無届件数（当該年度に判明した、本来提出されるべきであった事前届出書・報告書の件数）は以下のとおり。

2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
534 件	1,184 件	356 件	580 件

上記のとおり、無届のうち悪質性の高いものについては報告徴求を含む必要な対応を取っているが、それ以外は、制度の不知や内部管理体制の不備等からくる、必ずしも悪質性の高いとはいえないものである。また、事前届出に関する無届については、役員選任同意などの行為時事前届出にかかる無届が多い傾向にある。2023 年度は特に、役員選任の同意

にかかる事前届出において、複数の投資家による複数年度の無届が発覚した等の理由により、件数が増えている。

（８）事前届出免除制度

一定の条件を満たす外国投資家は、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどのいくつかの条件を遵守する場合には、事前届出免除制度の利用が可能となっている（２．（２）参照）。

こうした中、事前届出免除制度利用不可の外国投資家による当該制度の利用や、当該制度を利用した後の免除基準違反については、国の安全等を損なうおそれに繋がらないよう、当局として、必要に応じ法令に則った厳正な対応を取ることを含め、適切な制度執行に努めることが重要である。こうした観点から、当局は、当該制度を利用する外国投資家について、投資家属性や対象取引の内容等を踏まえ、免除基準の遵守状況の確認を含めた継続的なモニタリングを実施している。

事前届出免除制度の事後報告件数については、以下のとおり。

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
960 件 (337 件)	842 件 (604 件)	756 件 (546 件)	640 件 (426 件)	702 件 (323 件)	801 件 (348 件)

※ 上記の件数は、免除制度を利用した外国投資家が提出した報告書の件数。

括弧内は、上記のうち包括免除の対象となる外国金融機関が提出した報告書の件数。

変更報告書や内容の差替え、取下げのために提出された報告書の件数は含まない。

（９）非指定業種を営む企業への投資に係る事後報告

指定業種以外（非指定業種）を営む本邦企業に対する投資については、株式・議決権取得比率が 10%以上となる場合、投資実行日から 45 日以内の事後報告を求めている。

件数については、以下のとおり。

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
3,886 件	4,113 件	4,152 件	4,552 件	4,913 件

